

Coporate Presentation To Examine From Corporation In The Coporate Diagraceful Affar.

## 1. はじめに

日本においては、景観に関する施策が進んでいるとは言い難い。歴史、文化、風土に根ざした景観への意識が高い諸外国に比べれば、行政の施策をはじめ住民意識においても後発国といっても過言ではない。2004年にやっと、景観の基本法制といえる「景観法」が制定されたところである。

## 2. 日本の景観行政のあゆみ

近代の日本の都市計画は、1888年の東京市区改正条例にはじまるが、当時は、まだ、景観に関する制度は盛り込まれていなかった。景観に関する制度は、1919年、都市計画法が制定された時に、「美観地区」として市街地建築物法に規定された。

しかし、この美観地区は、東京の皇居周辺や、大阪のメインストリート（御堂筋）周辺など比較的範囲の狭い地区の指定にはじまり、その後、京都、倉敷市に広がったものの、消極的に醜い建築物を造らないことに主眼をおいた法運用としたために、6都市において指定されたにとどまった。

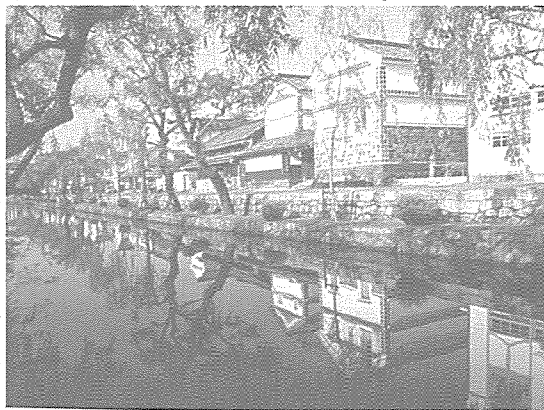


図1 倉敷市の美観地区

また、1966年には、奈良市などにおける古都の文化財を破壊する開発を防ぐため、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が制定され、古都においては、比較的広範囲に、建築物の建築等に規制がかかり、景観を保全するしくみが整った。



図2 奈良市の歴史的風土特別保存地区

さらに、文化財の観点からは、1975年に、文化財保護法に「伝統的建造物群保存地区」が創設され、歴史的な建造物の多く残っている市街地や集落を面的に景観保全するしくみが整った。



図3 妻籠の伝統的建造物保存地区

しかしながら、これらの法律に基づく景観に関する制度は、その法律の仕組みや運用のため、限られた都市や、地域でのみ活用することができ、多くの都市や広い範囲で活用することができなかった。

これを補うために、多くの自治体で、独自の景観条例が制定されるようになり、現在では、500以上の自治体で制定されている。

## 3. 日本の景観行政の問題点

日本では、1868年の明治維新以降、近代的な法体系が確立されていったが、土地に対する私権を